

ラ之ニ對シテ警衛員心得ヲ懇篤訓授シタル後派遣スヘク
受應授署ニ於テモ再ヒ之ニ對シ必要ナル訓授ヲ與ヘ警衛
員ノ注意ヲ喚起セシムルヲ努メラルヘシ

自明治四十五年
至昭和二年

直訴其ノ他不敬事件調

内務省警保局

願

上

100

100

告訴文ノ内容ハ日露戦役論功不公平云々ト称スルモノ

2

ナリ

精神病者ナルヲ以テ巣鴨病院ニ送院セタリ

二、種 類 告訴未遂

日 時 大正三年

場所 徳島縣下

経所氏名 徳島縣名東郡新居村高市百八十番地

吉田 磯吉
弘化二年十二月生

事実及措置

同人ハ家畜市場設立不許可ニ對スル不満者ニシテ從來
直願ヲ為サントシテ阻止セラレ或ハ直願ノ為ノ上京シ
二重橋附近ヲ徘徊中取押ヘ送還セラレタル等ノコトア
ル者ナルカ大正三年陸軍大演習ノ大阪府下ニ施行セラ
レ 聖上御統監ノ為行幸在セラル、ヲ知ルヤ再ヒ直願
ヲ決意シ十二月十四日夜視察巡查ノ隙ヲ窺ヒ逃走シタ
ルヲ徳島縣下撫養警察署ニ於テ發見取押ヘ嚴重説諭ヲ
加ヘ直願ヲ断念セシメタリ

三種 類 直願未遂

日時 大正三年十一月

場所 愛知縣名古屋

経令所氏名 長野縣北佐久郡川邊村百九十一番地

平民古物商 論功行賞不満者

掛川六之助
當四十五年

事實及措置
(手配)

特別大演習御統監ノ為 大元師陸下愛知縣名古屋市ニ
行幸ノ際ニ於テ十一月十日午後十一時論功行賞不満者
ニテ直願ノ慮アル前記掛川六之助所在不明ノ電報ニ接

シタルヲ以テ管内各警察署ニ對シ嚴密精細ノ手配ヲ為
スト同時ニ長野縣ニ打電シ本人ニ面識アル巡查ノ派遣
方ヲ請求シタル處十二日午前九時同縣ヨリ巡查二名派
遣アリタルヲ以テ直ニ名古屋、千谷駅ニ配置シ乗降者
ニ就テ專ラ視察ニ從事セシメ尚ホ午後ヨリ老練ナル刑
事巡查二名ヲ増加シ前記兩巡查ト協力以テ發見ニ努メ
タリ而シテ管内各署長ニ對シテハ教養ノ寫眞ヲ配付シ
特ニ同日午後十時ヨリ一齊ニ受持管内各旅舎ニ就テ嚴
重ナル檢索ヲ行ハシメ且警衛線ニハ特ニ巡查ノ配置ヲ
二時間前トナシ尚ホ沿道飲食店、酒店等ヲモ限ナク注

意シ必ス其ノ發見ヲ期スヘキ旨ヲ嚴命セリ
(發見狀況)

十二日午後十一時四分名古屋駅ニ張込中ノ大岡巡查ハ
名古屋駅中^備線列車ノ下車客中豫テ手配人相着衣ニ必
適ト認ムヘキ者二名ノ旅客ト共ニ改札口ヲ出ツルヲ發
見シタルヲ以テ當時恰ニ消金室ニ在リタル長電氣派遣
ノ金井巡查ニ急報シ共ニ之ヲ追及シタルニ名古屋市西
區笹島町旅舍オキ屋ヘ投宿シタリ未タ本人タルヤ否ヤ
的確ニ断定スル能ハス依テ旅舍ノ主人ヲ以テ制根ノ住
所氏名ヲ宿泊人名簿ニ記帳セシメタルニ群馬縣高崎市
朝日町十ノ番地平民仲買商田島信一當四十四年ト自稱

シタル又疑フヘキ点充分ナリト認メラル、ヲ以テ更ニ
警部以下四名ノ警察官ヲ派遣シ長電氣ヨリ出張セル最
ニ面識アル巡查ヲ以テ陰ニ本人ヲ透見セシメニ彼ニ
相違ナキ旨確答ヲ得タルニ依リ更ニ本人ニ就テ取調ヲ
行ハシメタルニ姦メハ名ヲ製糸場視察ニ籍リ言フ左右
ニ就テ容易ニ実ヲ吐カサリシ又所持品ヲ開被スルヲ及
ビ遂ニ掛川ニ之助ナル旨ヲ自供セリ

(取調狀況)

本人ヲ所轄笹島警察署ニ同行シ取調ヘタル所ニ據レハ
本月十日午前三時頃自宅ヲ出テ駅其ノ他警察官張込ヲ
虞レ徒歩ニシテ長電氣南條久那里沢所ニ出テ内上峠ヲ越

へ群馬縣北甘楽郡下仁田所より高崎行輕便鐵道ニ乗リ
 途中山名ニ下車シタル又宿舎ナク為メ同縣金栗堂ニ到
 リ一泊シ翌午前十時頃同所ヲ出發シ更ニ新所ニ出ラ特
 形駅ヨリ上野行列車ニ乗シテ田端ニ下車シ夫ヨリ電車
 ニテ東京府下新所ニ到リ一泊翌十二日午前五時五十五
 分特急發中興線ニテ東京ニタル又ノナリト云フ
 而シテ所指ノ靴ヲ被スルニ諏訪郡④郡御中ト表記シ
 タル又ノ並ニ①組②組秘密用ト記シタル又ノトノ二通
 ノ封書ヲ藏セリ然レト又本人ハ商用上ノ秘密書類ナリ
 トテ容易ニ開被ヲ肯セサリシ又漸ク承諾セシノ開被シ

タルニ直券文其ノ他ノ書類數通ヲ發見シ直願ノ為東京
 シタルコト明瞭トナレリ
 備考 本人ハ明治四十五年五月十八日東京市四谷區ニ
 於テ天皇陛下行幸ノ際直願ヲ為サントシタルコトマル
 又ノナリ(参照一)

四 種 類 物品ヲ献上セントシタル又ノ
 日 時 大正四年八月四日
 場 所 青森市及同市へノ途中
 住所氏名 青森縣東津輕郡一本木村二百五十三番地
 年令職業

平民無職精神病者

田中
嘉永元年一月 生

事實及措置

同人ハ生來迷信家ニシテ神佛ニ金帛献上ヲ好ミ之ヲ無上ノ樂トスル癖アルモノナルカ

(一)大正四年九月青森縣下ニ行ハレタル陸軍特別大演習ニ際シ 大元帥陛下行幸ノ砌 陛下ニ金帛ヲ献上セシトシテ家出ニ青森市ヘ向フ途中所轄警察署ニ於テ之ヲ發見説諭ヲ加ヘ帰宅セシメタリ

(二)大正七年七月四日第一艦隊青森港ヘ入港ノ際 皇太

子殿下御上陸青森市ニ行啓ノ際ニ於テ自己所持ニ條ル貧弱ナル刀劍ニ僅少ノ金帛ヲ添ヘ献上セシ目的ヲ以テ一般奉拝人ニ混ニ青森市ニ入りタルヲ御道筋配置ノ巡查ニ於テ之ヲ發見シ一時檢束ヲ加ヘ御警衛終了後放還セリ

五、種類 直願

日時 大正五年七月十日午後十一時

場所 東京市市郷區春日町二十五番地

住所氏名 鹿見島 知人

小林源次郎
當三十八年

12

事實及措置

行幸ノ途次鹵簿ノ書記箇所ニ差惹リタル際右小林源次郎ハ突如奉拝線ヲ突破シ鹵簿ニ近付又御召車中ニ直訴文ヲ投入シタリ
直訴文ノ内容ハ狐ニ因ル符呪ニ妄惑ヲ云々シタルモノニシテ本人ハ直ニ配置警察官ニ依リ取押ヘラレタリ
精神病者ナルヲ以テ巢鴨病院ニ送院シタリ

六種 類 短刀ヲ献上セントスルノ虞アリタル者

日 時 大正六年八月一日

経所氏名 栃木縣宇都宮市大寛町七十三番地

金銅製造業

山内政明
明治三十二年二月十五日生

事實及措置

本人ハ非監置精神病患者トシテ視察中所在不明トナリ注意中ノ處八月一日午前十一時二十五分 兩陛下行幸路同所附近御通過ノ約二十分前奉拝者中ニ入り込ミ居リタルヲ配置巡查ニ於テ発見取押ヘ事故ナク得タリ
同日本人ハ家寶ト称スル長サ五寸ノ短刀ヲ所持シ居リ之ヲ宮様ニ献上セント妄想シ居レリ

13

実父徳太郎ニ引渡シ看護セシメタルニ初勢昂進シ自他
ノ危険甚カラサリシ状況ニアリ其ノ後間モナク監置セ

14

七、

種

類

菊御紋章打出金爛布片等ヲ献上セシタルモノ

日

時

大正六年十一月十二日

住所氏名
年令職業

長重孫東筑摩郡芳川村 中村 兵 一

事実及措置

皇太子殿下ニハ同日陸軍機動演習御見學ノ為ノ瑞玉縣
下ニ行啓御帰途北足立郡大宮所氷川神社ニ御参拝在ラ

セラレタルカ當時同地方ハ警察力ヲ集中嚴重警戒中ノ
處偶々同日大宮警察署ニ宛テ兵一勇發作ナル者ヨリ
精神病者兄兵一大宮駅ニ向ヒタル旨ヲ以テ之ヲ取押方
依頼ノ電報アリ依テ嚴重手配ヲ為シ其ノ發見ニ努メタ
ル處同日午後九時四十分其人相着衣ニ該當スル田ノ大宮
駅ニ下車シタルヲ以テ直ニ大宮警察署ニ同行シ取調ヘ
タルニ長重孫東筑摩郡芳川村大字村井百四十八番地中
村兵一當ニ十七年ト申立テ取押方依頼ノ人物ニ相違ナ
ク且懷中ニ天照皇大神歷代御尊影軸應需ノ趣意書及菊
御紋章打出金爛布片等ヲ携帯シ居リテ故神狂ト認メラ

15

ル、ニ付同署ニ保護シ此旨依頼者茂作ニ打電セリ
 同月十四日茂作ハ中人引取ノ為大宮警察署ニ出頭シタ
 ルヲ以テ無事引渡ヲ了シタリ

八種 類 直願未遂

日 時 大正八年八月

場所 北海道札幌郡江別町十戸通

住所氏名 北海道札幌郡江別町十戸通

官本九平
 明治七年八月

事実及措置

東伏見宮殿下御成ノ際御道筋ニ於テ戸籍謄本用紙改正
 ニ關スル諸願書ヲ奉呈セムトシタルヲ事前ニ察見取押
 ヘタリ

九種 類 直願未遂

日 時 大正十年八月

場所 秋田縣土崎港事務所

住所氏名 秋田縣土崎港事務所

精神病者

日 高 末 吉

事実及措置

大正十年八月 淳宮高松宮西殿下秋田縣御成ノ際土崎
駅より大演習油所へ自動車ニテ向ハセラル、御途中同
人ハ上願書ト表記シタル不得要領ノ書面ヲ竹棒ノ先ニ
挿シ御召自動車ニ投セシト近寄りタル又時既ニ御通過
後ニシテ本人ハ直ニ警衛警察官ニ於テ取押ヘタリ

一〇、種 類 由願未遂

日 時 大正十年九月二十一日

住所氏名 新潟縣古志郡上塩炭村大字上塩二〇一九
年全職業 新澤縣古志郡上塩炭村大字上塩二〇一九

御獄行者

和田井リカ
當五十一歳

事實及措置

同日午前七時三十分頃 澄宮殿下日光停車場へ向ハセ
ラル、御途中警衛ノ為供奉セル警務課長ノ自動車ヲ通
過セシトシタル際奉持者中より前進シ二通ノ封書ヲ差
シ出サムトシタル警衛巡查ニ於テ取押ヘタル又ノナリ
書面ノ表ニハ大君様ト記シ内容ハ意味不明瞭ナル又御
病氣御見舞ト又見ルヘ又又ノヲ御料ノ自動車ト思ヒ差
シ出シタル又ノナリ
中人ハ敬神狂ト又認ムヘ又又ノニシテ同日日光所木賃
宿ニ宿泊シ居リタル又ノナリ而シテ其不心得ヲ諭シタ

ルニ前兆ヲ悔悟シタルニヨリ原籍地ニ送還セタリ

20

二、種 類 直願未遂

日 時 大正十年十一月十六日午後零時三十分

場 所 東京市芝区三田同朋町十二番地

年任所氏名 大分縣人

竹田津六二
明治三十六年生

事業及措置

皇太子殿下宮城ヨリ高輪御所へ遷洛ノ途次齒槽ノ前記
ノ箇所ニ差シ惹ル又突然奉拝線ヲ突破セントシタル際
配置警察官ニ依リ取押ヘタリ

所持ノ虫鰐文ハ「世界ノ日本論ト題スル文ノニシテ賣名
方法ト認メラル

諸願令達及トシテ検事局へ送付シタル又不起訴トナル

二、種 類 英國皇太子殿下ニ伺候セントシタル文ノ

日 時 大正十一年二月二十日

場 所 滋賀縣米原駅

年任所氏名 福井縣今立郡河和田村小坂十七号

戸主農業

牧田嘉吉
明治三十四年一月生

事業及措置

21

同人ハ病果非^難監獄精神病者ニシテ平素自宅ニ蟄居シ時
時附近村部迄ヲ徘徊マルモノナルカ大正十一年二月二
十日所在不明トナリタルヲ以テ尋配中同日滋賀縣米原
駅ニ於テ取締巡查ニ取押ヘラレタルカ同人ハ當時御來
訪中ノ英國皇太子殿下ニ對シ邦語ヲ教ヘン爲メニ上京
ノ途次ナリト語リ居リタリ

三 程 皇后陛下ニ物品ヲ献上マントシタルモノ
日 時 大正十一年三月
所 福宮市

住所氏名

修賀縣小城郡北山村字下津呂(原籍)

福宮縣筑紫郡佐々木町春吉ニ當地滞在

精神病者

滋賀縣 〇〇年

事實及措置

同人ハ大正十一年三月 皇后陛下御西下當時當時福宮市
黒田侯別邸御駐泊ノ砌り同月二十日午後六時頃小學校
女生徒旗行列ノ一列カ同邸門内ニ入りタル雜踏ニ紛レ
風呂敷包ヲ攜帶同門内ニ侵入シタルヲ以テ舉動不審ノ
爲メ取調ヘタルニ該風呂敷包ニハ干柿一握ケ及蕎麥重
箱入二個ヲ包ミ居リテ同物品ハ修賀縣ノ名産ニ付 陛

下ニ献上ノ爲ノ携帶ニ来リタル事實判明シタリ

24

137

一四、種 類 天氣易書ナル書面ヲ差出サントシタル又ノ

日 時 大正十一年三月二十六日

場 所 埼玉縣北足立郡神根村大字赤山

住所氏名 全縣合郡合村大字西新井宿一、二六三番地

非監置精神病者農 高津幸三郎

當四十六年

事實及措置

同日 皇太子殿下埼玉賜坊へ行啓ノ砌リ午前八時五十
分頃御道筋ナル前記赤山地内ニ並列セル探觀者中ニ一

人ノ舉動不審者アルヲ發見シ取調ヘノ結果高津幸三
郎ナルコト發見シ且ツ懷中ニ天氣易書ナル書面ヲ所持
シ居リタルヲ以テ之ヲ銀盃ニ即時私服警察官ヲ以テ同
行帰送ニ就カシメタリ

一五、種 類 古銀朱遜

日 時 大正十一年七月

場 所 青森市

住所氏名 青森市分境内村大字吉川字干刈四十七番地

油親行商

中村辰五郎
安政三年八月生

25

事實及措置

同人ハ平常ハ常人ト異ラサルニ付、
 精神初者ナルカ、大正十一年二月
 行啓ノ途次、同月七日青森縣御通過ニ際シ、
 御着前御報知許盡ト記シタル不得要領ノ上、
 奏文ヲ認メ、之ヲ奉呈セシト、携帶ニ居ルヲ青森警署員ニ
 於テ發見、御通過後迄檢束ヲ加ヘタリ

天 種 類 御前ニ伺候スル慮アリシ者
日 時 大正十一年十一月二十六日

所
一、考玉物下秩父停車坊前

(二) 全
袂父市街地

（一）東京市麹町區麹町五丁目當地不詳

高木惠三郎
當四十二年

新井邦次
當五十五年

事實及措置

同日 秩父寛殿下塲至船秩父所ニ御旅行立ラセリ夕
ルニ當リ秩父停車場前ニ群集セル奉拝者中及秩父所市
街地ニ並列セル奉拝者中ニ右一名ノ舉動不審者アルヲ

發見ニ取調ヘタルニ前者ハ東京市麹町区五丁目
地不詳無職高木惠三郎當四十二年ト自称シ「フロッグコー
ト」着ニ 殿下ノ御着ヲ待テ親シク拝謁ヲ賜ヒ自己年
末ノ希望ヲ申上ケン目的ナル旨申立テ、後者ハ埼玉縣
秩父郡上吉田村大字大田郡四十五當地新井邦次當五十
五年ト称スル狂監置精神病者ナルコト判明ニ且ツ其ノ
懷中ニ行啓奉祝ノ短冊數葉ヲ所持シ 殿下ノ御通過ニ
際シテ之ヲ献上セントノ目的ナル旨ヲ申立タルヲ以テ
何レ又重ニ秩父警察署ニ同行シ檢束ヲ加ヘタリ

一七 種 類 皇太子殿下ニ伺候セントシタルモノ

日 時 大正十一年十二月二日

場 所 和歌山縣紀三井寺

任職者 和歌山縣和歌山市元金屋町在住

生駒毛八郎

事實及措置

同人ハ 攝政殿下和歌山縣海軍郡紀三井寺へ行啓在リ
セラレタルヲ記念スヘキ誠ニ下ニ紀三井寺村内有志
ヨリ寄附金ヲ募集シ同寺表庭ニ記念碑ヲ建立シ當日
殿下ニ建立ノ趣旨ヲ言上シ又一面本名ノ二男義寛ハ最

ニ東京美術学校ヲ卒業シ虎ノ繪ヲ好クスルヲ以テ同人
筆ノ軸ヲ御台覽ニ供シ若シ御意ニ召サハ献マントテ數
日來同有奥ノ間ニ之籠リ居ルヲ警戒員ニ於テ發見シ目
的ノ達成ヲ未だニ防止セリ

二種 類 秩父宮殿下ニ伺候マントシタルモノ

日 時 大正十二年五月二十六日

場所 和歌山縣和歌浦市新和歌浦

年任職職名 和歌山市南福屋町十六番地

内 田 五十と 年

事實及措置

秩父宮殿下ニハ五月二十六日高野山及和歌山市ニ御旅
行在ラセラル新和歌浦旅館望海樓ニ御滞在同日午後三
時半頃御泊所裏手海邊ヨリ御乗船間際ニ於テ數百ノ百
進進詰寄セタル奉拝者中ヨリ風采賤シカラサル一老婦
身ニ紋服ヲ着用シ左手ニ風呂敷包ヲ抱テ何事カヲ云々
ツ、殿下ノ御身邊ニ近寄ラントセルヲ以テ警衛私服
警察官ニ於テ阻止ノ上取調ヘタルニ前記ともナルコト
判明シタリ同人ハ「先帝陛下ニ奉仕シ又久邇宮家ニ於テ
御養育掛ヲ勤メ近ク陛下ヨリ拜領品ノ御下賜ト共ニ

以テ銃柄ヲ把握シ引金ニ指ヲ付シ射撃ノ構ヲ爲シタル
儘御召車ニ向ツテ逃走シ畏クモ 摂政殿下ニ咫尺シテ
之ヲ察射シ發射後革命万歳ヲ連呼シツ、御召自動車ニ
追従シテ駆走セルヲ警察官並憲兵ノ手ニ依リ逮捕セラ
レタルモノナリ

措 置

大助ク事件犯案ノ決意ヲ爲スニ至リタル動機ハ皇室ト
共產主義トハ相衝突ススト思惟シ言論ノ壓迫ト戦ヒ及
動園係ノ反省ヲ促スト同時ニ權力階級及資本家ノ壓迫
ヲ除ク無産者ノ懷ケル皇室中心主義ヲ放擲セシメンコ

トヲ目的トシテ此等ノ者ノ奉戴スル皇族ニ危害ヲ加ヘ
ントスルニ在リ(判決文抄)タルモノニシテ本件ノ裁
判ハ大審院ノ特別権限ニ屬スルヲ以テ大審院檢事々務
取扱南支那支地方裁判所檢事正ニ於テ被告ノ取調ヲ爲
シ尔東岡漢才一特別刑事部ニ於テ繼續審理ノ結果大正
十三年九月及十月兩回ノ公判ヲ經テ同年十一月十三日
第三回公判ニ於テ死刑ノ判決アリ同月十五日午前九時
三分東京刑務所ニ於テ其ノ刑ヲ執行セラル。

二、程 類 直訴未遂

日 時 大正十四年八月十七日

場 所 神奈川縣三浦郡横須賀横須賀停車場前

往所氏名 總本島上益城郡豊福村字西仲百九百七十番地
雜金取業

戸主平民政喜長男農

緒 方 勝 喜
明治三十九年二月二十日

事 実

同人ハ近時思恵界ノ悪化ヲ痛感シ皇室中心主義ノ宣揚
左傾分子ノ根絶ヲ期セシコトニ熱狂ノ結果遂ニ郷里
熊取島ヨリ上京参賽セント企畫シ八月十三日生發上京
ノ途次列車内ニ於テ新装就ニ依リ當日 皇太子殿下様

大ヨリ横須賀ニ御上陸還座セララル、ヲ知り大船駅
ヨリ旅程ヲ變更シ横須賀市ニ到リ十六日同地ニ一泊翌
十七日横須賀駅前車拝者中ニ徘徊檢ヲ付テツ、アリシ
ヲ舉動不審者トシテ警衛警察官ニ於テ取調ヘタル結果
事前ニ之ヲ發見シタルモノナリ
尚同人ハ査察決行後自殺ノ決心ニテ殺鼠劑ヲ用意携帶
シ居レリ

場 所

嚴重説諭ヲ加ヘタルニ同人之其ノ舉ヲ悔ヒ帰郷ノ上農
事ニ従事スヘキ旨申立タルヲ以テ放還帰郷セシメタリ

二、種 類 函 籍 横 断

日 時 大正十五年九月九日

坊 所 東京市東區正者山北所三丁目四番地先
任所氏名 東京府在来郡大井所
年令職業

希大生

中 川 守 久
明治三十二年二月十日生

事 実

同日 皇太子同妃西邸下成子内親王殿下枋木松那親王
リ還降ノ御途次上記ノ坊所ニ於テ函籍ニ未付ニ進行シ
来リタル市内為車道制昇降口ヨリ突如飛降りヲ為シ御

召車前（前駆ト御召車トノ中）ヲ横断シタルヲ由ニ取
押フ

指 置

取調ヘノ結果全無惡意ノ認めヘス又ノナク單ニ行先ヲ
急クノ餘リ不留意ニ飛降りヲ為シ函籍ヲ横断スルニ至
リタルコト判明シタルヲ以テ嚴重説諭ノ上即日放還シ
タリ

三、種 類 古 紙

日 時 大正十五年十一月二十九日午前十時十六分

坊 所 東京市東區東宮假御所前

住所氏名 島根名通摩那定雲村百四十二番地
年金取業

無職

金 筑 管 匠
明治九年七月二十五日生

事 実

同人ハ上記時刻 攝政殿下宮城参内ニ際シ東宮假御所
前邊端ニ沿テ電車通(園)通御線ヨリ約十二百ヲ隔テタ
ル地点)ニ在ル一般車行者中ヨリ主トシテ朴然問題ニ
関シ慷慨ナル告訴文及遺書短刀等ヲ懷中シ御召車ニ向
ニ飛出シタルヲ警衛配置員ニ於テ在テニ追跡シ將ニ捕
込ヨリ正門前御道筋ニ出ラントスル地点ニ於テ取押ヘ

タリ

措 置

調取ノ結果森重次其ノ他ノ共犯者アルコト判明請答令
達及トシテ檢事局ニ送致ス

自大正元年
至大正十二年八月

類
直
原
未
遂

時
大正八年八月

場所
北海道札幌市江別町十通

住年
所令
氏職
名業

北海道
札幌
郡江別町十戸通

宮本九平
明治八年七月生

事實及措置

東伏見宮殿下御成ノ際御道筋ニ於テ戸籍謄本
用紙改正ニ關スル請願書ヲ奉呈セシタルヲ事前
ニ發見取押ヘタリ

(二) 種

類
道
類

大正五年七月十日午前十一時

場所
住所
氏名
年齢
職業

東京市本郷区春日町千五番地
鹿見島縣人

小林源次郎
當三十八年

事實及措置

行幸ノ途次鹵簿ノ前記箇所ニ差蒐リタル際右
小林源次郎ハ突然牽絆線ヲ突破シ鹵簿ニ近付キ
御召車中ニ直訴文ヲ投入シタリ
直訴文ノ内容ハ狐ニ因ル符呪ニ妄想ヲ云々シタルモノ
ニシテ本人ハ直ニ配置警察官ニ依リ取押ヘラレタリ
精神病者ナルヲ以テ巣鴨病院ニ送院シタリ

(三) 種類

場所
日時

直願未遂

大正十年十一月十六日午後零時二十分
東京市世田谷区同朋町十七番地

住所
氏名
年齢
職業

大分縣人

竹田津六二
明治三十六年生

事實及措置

皇太子殿下宮城ヨリ高輪御所へ還啓ノ途次鹵
簿ノ前記箇所ニ差蒐ルヤ突然牽絆線ヲ突破セント
シタル際配置警察官ニ依リ取押ヘタリ
御所ノ直願文ハハ世界ノ日本論ト題スルモノニシテ實ハ
名方法ト認メラル
諸願令違反トシテ検事局へ送付シタルモ不起訴ト
ナル

(四)

場所
日時
種類

直願

明治四十五年五月十八日午前十一時五分
四谷区塩町一丁目一番地

住所氏名
職業

長野縣北佐久郡川辺村百九十一番地

平氏戸主

川六之助
明治三十八年六月八日生

事實及措置

天皇陛下陸軍經理學校卒業式より還幸ノ途次函館
ノ前記箇所ニ於て忽ルヤ突然奉拜者線ヲ突破シ函館
ノ右方約一箇ノ距離ニ於テ直訴文ヲ朗讀セシタル際警
察官ニ依リ取押ヘタリ

直訴文ノ内容ハ日露戰役論功不公平云々ト稱スルニ
ナリ

精神病者ナルヲ以テ東京精神病院ニ送院シタリ

菊御紋章打出金帳布片等ヲ獻トセシタルモノ

種類
時

大正六年十一月十二日

住所氏名
職業
事實及措置

長野縣東筑摩郡芳川村 中村 兵一

同日 皇太子殿下ニ陸軍機動演習御見學ノ爲崎

玉縣下ニ行啓御帰途北足立郡大宮町氷川神社ニ御参

拜在ラセラルタルカ當時同地方ハ警察カヲ集中嚴重警

戒中ノ處偶々今日大宮警察署ニ宛前記兵一弟茂作

ナル者ヨリ精神病者見兵一大宮驛ニ向ヒタル旨ヲ以テシ

テ取押方依頼ノ電報アリ依テ嚴重手配ヲ爲シ其ノ

并見ニ及リタル處同日午九時四十分其人相着衣ニ該

當スル馬大宮驛ニ下車シタルヲ以テ直ニ大宮警察署ニ

同行シ取調ヘタルニ長野縣東筑摩郡芳川村大字村

井百四十八番地中村兵一當田二十七年ト申立テ取押方

依頼ノ人物ニ相違ナク且懷中ニ天照皇大神歷代

(15)

禾室

類

時

新

住
令所
職氏
業名

大正十一年三月十六日

琦至縣北立神根村大字赤山

今村大字西新井宿一、二、六、三番地

非監置精神病者業

高津 幸三郎

宣統四年

事實及措置

同日皇太子殿下崎玉鴨場へ行啓、砌今日午前八時五十分頃御道筋ナル前記赤山地内ニ並列セル拜儀見
者中二人ノ様動不審有ラルヲ弁見シ取調ヘノ結果右
高津幸三郎ナルト弁見シ且懷中ニ天氣易書ヲ持
持シ居タルヲ以テ之ヲ領置シ即時私服警察官ヲシテ
同行帰途ニ就ルニタリ

(x)

類

御前ニ伺候スル者

日寺

大正十一年十一月二十六日

計

(一) 靖玉縣下秩父停車場前

(二) 全 株父町市街地

年佳
令所
職氏
業名

(一) 東京市及町已變町立町目當地不詳

高木 惠三郎
當四十二年

新井 邦次
當五十五年

事實及措置

同日秩父官殿下崎玉縣秩父町ニ御旅行在ラセラルニ
當リ秩父停車場前ニ群集セル奉拜者中及秩父町市
街地ニ並列セル奉拜中ニ各一名ノ異常動不審者アルヲ
発見シ取調ヘタルニ別者ハ東京市麹町区麹町三丁目番
地不詳無職高木惠三郎當四十二年ト自稱シ「ア、ワタ
チ」ト云着シ 殿下ノ御着ヲ待テ親シク拜謁ヲ賜ヒ
己年來ノ希望ヲ申上ケシ目的ナル旨申立テ後者ハ秩父町
上吉田村大字太田部四十五番地新井邦次當五十五年ト

事實及措置

リ注意中ノ處八月一日午前十一時五分分兩階下行車
稱又ハ非監置精神病者ナルヲ判明ス其ノ懷中ニ
行啓奉祝ノ短冊數葉ヲ所持シ殿下ノ御恩賜ニ際シテ
警察署ニ同行シ檢束ヲ加ヘタリ

(ハ) 種

日 時 類
住所氏名
年令職業

短刀ヲ献上セントスルノ虞アリタル者

大正六年八月一日

栃木縣宇都宮市不審町七十三番地

金銅製造業

山内 政明
明治三十二年育チ生

事實及措置

本人ハ非監置精神病者トシテ視察中所在不明トナ
リ注意中ノ處八月一日午前十一時五分分兩階下行車
稱又ハ非監置精神病者ナルヲ判明ス其ノ懷中ニ

7

實父徳太郎ニ引渡シ看護セシメタルに病勢日即進シ

置
七
リ

類

直願未遂

大正十年九月二十一日

姓名 以
令所
職別
業名 自

新鴻縣前上壩谷村大字上壩二〇一九

御嶽行者

和田村
萬曆五十二年

事實及措置

同日午前七時三十分頃 澄宮殿下日先停車場へ向也
るに、御途中警衛ノ為供奉セル警務課長ノ自動車
カ通過セントシタル際牽拜者中ヨリ前進シ二通ノ封書
ヲ差シ出サレトシタルヲ警衛巡查ニ於テ取押ヘタルモノナリ
書面ノ表ニハ大君様ト記シ内容ハ意味不明瞭ナルモノ
御病氣御見舞トモ見ルヘキモノヲ御料ノ自動車ト思
ヒ差出シタルモノナリ

本人ハ敬神ヲトモ認ムヘキモノニシテ同日日光町木賃宿
 ニ宿泊シ居リタルモノナリ而シテ其不心得ヲ諭シタルニ
 前非ヲ悔悟シタルニヨリ原籍地ニ送還シタリ

(6) 種

類

直願未遂

日

時

大正三年十一月

場所

所

愛知縣名古屋市

住所氏名
年令職業

長野縣北佐久郡川辺村百九十二番戸
平民古物商 論功行賞不満者

掛川六之助
當四十五年

事實及措置

(予配)

特別大演習御統裁、爲 大元帥陛下愛知縣名古屋
市ニ行幸、際ニ於十一月十日午後十一時論功行賞不滿
者ニテ直願、廣アル前記掛川六之助所在不明ノ電報ニ
接シタルヲ以テ管内各警署警察署ニ對シ嚴密精細ノ予配
ヲ爲スト同時ニ一面長野縣ニ打電シ本人ニ面識アル巡
査ノ派遣方ヲ請ホタル處十二日午前九時同縣ヨリ

四査二名派遣アリタルヲ以テ直ニ名古屋ニ

置シ乗降者ニ就キ專心視察ニ從事セシ、尚午後三時

ナル刑事巡查二名ヲ増加シ前記面巡査ト協力以テ聲見シ

努メタリ而シテ管内各署長ニ對シテ、嚴密 密偵ヲ配付シ

特ニ同日午後十一時ヨリ一齊ニ受持管内各旅客ニ就キ聲

重ナル檢索ヲ行ハシメ且警備線ニハ特ニ巡查一配置ヲ二

時間前トシ尚沿道飲食店酒店等ヲモ限ナク注意シ

必入其ノ聲見ヲ期スヘキ旨ヲ嚴命セリ

(聲見状況)

十一月十日午後十一時四十分名古屋驛ニ張込中ノ大團巡查八名古
屋駅着中央線列車ノ下車客中豫テ手配人相着衣ニ必
適ト認ムヘキ者二名ノ旅客ト共ニ改札口ヲ出ツルヲ聲見シ
タルヲ以テ當時恰又待合室ニ在リタル長野縣派遣ノ

金井巡査ニ急報シ共ニ之ヲ追属シタルニ名古屋市西区
箕島町旅舎ヨリ屋入投宿シタリ未タ本人タルヤ否ヤ約
確ニ断定スル能ハス依テ旅舎ノ主人ヲシテ制規ノ住所
名ヲ宿泊人名簿ニ記帳セシメタルニ群馬縣高崎市朝
日町十七番地平民仲買商田島信一多聞四年ト自稱シ
タルヲ疑フヘキ莫ク分ナリト認メラル、ヲ以テ更ニ警部
以下四名ノ警官ヲ派遣シ長野縣ヨリ出張セル最モ
面識アル巡査ヲシテ陰ニ本人ヲ追見セシメシニ彼ニ相違ナ
キ旨確答ヲ得タルニ依リ更ニ本人ニ就キ取調ヲ行ハシメ
タルニ姓ヲハ名ヲ梨木場視察ニ藉リ言ヲ左右ニ託シ容
易ニ實ヲ吐カサリシモ所持品ヲ開視スルニ及ビ遂ニ掛
川六之助ナル旨ヲ自供セリ

取調状況

本人ヲ所轄箕島警察署ニ同行シ取調ヘタル所ニ於テ
月十日午前三時頃自宅ヲ出テ駅、他、警察官、張込、廣
い、徒歩、ニテ長野縣南佐久郡野沢町ニ出テ内上峠ヲ越ヘ
群馬縣北甘樂郡下仁田町ヨリ高崎行輕便鐵道ニ乘
シ途中山名ニ下車シタルモ宿屋ナキ爲同縣倉賀野
ニ到リ一泊シ翌午前八時頃同所ヲ出發シ更ニ新町ニ出
テ新町駅ヨリ上野新列車ニ乗シテ田端ニ下車シ夫ヨリ
電車ニテ東京府下新宿ニ到リ一泊翌十二日午前五時
五十五分新宿中央線ニ乗シタルモノナリト云フ
而シテ所持ノ靴ヲ開視スルニ諏訪郡田部御中ト表記
シタルモノ並ニ①組②組秘密用ト記シタルモノトニ通
封書ヲ藏セリ然レトモ本人ハ商用上ノ秘密書類ナリ

トテ容易ニ開被ヲ得セサリシモ漸ク承諾セシメ開被シタ
 ルニ直奏文其、他ノ書類數通ヲ拜見シ直願ノ爲來
 名シタルト明瞭トナレリ
 「備考」本人ハ明治四十五年五月十八日東京市四谷區ニ於
 テ天皇陛下行幸ノ際直願ヲ爲サントシタルコトアルモ
 ノナリ(參照四)

(二) 種

種	時	場	住所	姓名
物品ヲ献上セシトシタルモノ	大正四年八月 大正七年七月四日	青森市及同市ノ途中	青森縣東津輕郡一本木村二百五十三番地	平民無職精神病者

田中 一子
 嘉永元年一月生

事實及措置

同人ハ生來迷信家ニシテ神佛ニ金貨献上ヲ好ミ之ヲ無
 上ノ樂トスル癖アリタルヲ

(一) 大正四年九月青森縣下ニ行ハタル陸軍特別大演習ニ際シ
 大元帥陛下行幸ノ際陛下ニ金貨ヲ献上セシトシテ家出シ
 青森市ヘ向フ途中所經警察署ニ於テ之ヲ拜見説諭
 ヲ加ヘ帰宅セシマリ

(二) 大正七年七月四日一艦隊青森港ヘ入港ノ際皇太子
 殿下御上陸青森市ニ行啓ノ際於テ自己所持ニ係
 ル金貨弱ナル刀劍ニ僅カノ金貨ヲ添ヘ献上セシ目的ヲ以
 テ一般奉拝人ニ混シ青森市ニ入リタルヲ即通以助配當

巡査ニ於テ之ヲ尋見シ一時松東名ハ即警衛終了後
放還シタリ

(三) 種

場所 時 類
場所 氏名 取業

道頭未遂

大正十一年七月

青森市

青森市外境内大子古川等ノ川原ニテ多量に

油類行商

中村辰五郎

大正十一年八月生

事實及措置

同ハ平常ハ常人ト異ナル時ノ容作人トナル様
病者ナル大正十一年七月自其子殿下北海道へ行
途次同月七日青森縣内通過ニ際シ殿下青森縣
内前ハ即報知所盡シテ記シタル不得要領ノ上其

之ヲ認メ之ヲ容作人トシテ捕縛シ居ルヲ青森縣警察署
ニ於テ尋見而通過後迄松東名ハヘタリ

道頭未遂

大正十年八月

秋田縣土崎港町新町

秋田縣土崎港町新町

精神病者

日 高 未 定

事實及措置

大正十年八月 青森市高松宮前殿下秋田縣御成ノ際土崎
縣より大張製油所へ自動車ヲ引ハセラルル途
中同ハ上
頭等ト表記シタル不得要領ノ上其子殿下
乃自動車ニ乗リシト巡査アリタルニ時既に通過後ニシテ

人筆ノ軸ヲ御覽ニ候ニ若シ而意ニ召サハ歎セント
テ數日來同寺奥ノ間ニ立籠リ居ルヲ警戒員ニ於
テ見シ目的ノ達成ヲ未然ニ防止セリ

(六) 櫻

類

秩父宮殿下ニ伺候セシムル也

大正十二年五月十六日

日

時

如款山如款浦所如款浦

自
此
所
以
來

如款山市警備隊下ニテ六番地内
當
ニ
年

事實ノ概略

秩父宮殿下ニ五月十六日高野山に於テ御遊幸
アリテ如款浦所如款浦所如款浦所如款浦所如款浦所
三時半頃如款浦所如款浦所如款浦所如款浦所如款浦所
如款浦所如款浦所如款浦所如款浦所如款浦所如款浦所

ラサル一老婦身ニ紋服ヲ着用シ左手ニ風呂敷包ヲ
抱キ何事カヲ云キ、殿下ノ御身辺ニ近寄リシトモ
ヲ以テ警衛和服警察官ニ於テ阻止ノ上取調ヘタルニ

前記とモナルト判明シタリ同人ハ「先帝陛下ニ奉仕シ
又久通宮家ニ於テ而長長と侍奉シ勤メ近ク陛下ヨリ

拝領品ノ御下賜ト云ニ熱心ヲ釋後ノ答ナリ本日
殿下ノ行啓ヲ機舎ニ御機嫌御伺ノ為メ御所如款

機ヲ訪レタルモ只今街上御遊覧ノ趣キナリレテ以テ暫
時御面會ヲ乞ヒ持参ノ草紙一鑑ヲ献上セシト申

立テタリ同人ハ亦年来ヒステリ一性病實ノ處境政政
下ノ御恩澤ノ深キヲ日々新聞紙ニ掲載サル、ヲ耽

讀シ一時的精神ノ振作ヲ求メタルト認メラル

種

類

道類未述

日

時

大正三年

場

所

徳島県下

住氏名
徳島県名平郡新居町高崎百八十番地

吉田 啓
昭和二年十二月

実及指置

同人の家畜市場設立に反対するに對する不滿を以て
従来直販のヤブサントに阻止せられ或ハ市販のメ上系
シニ重橋所遊ヲ徘徊中取押へ送還せられたる事ノ
コトアル者ナルヲ大正三年陸軍大演習ノ大阪府下
ニ移リセラレ聖上御統監ノ為メリ幸ニセラルルヲ以テ
ヤ再ヒ市販ヲ快意シ十二月十四日夜視察巡査ノ

種

類

皇位陛下ニ物品ヲ獻上セラルルモノ

日

時

大正十一年三月

場

所

徳島市

住氏名
徳島市小堀町北山町字下 津呂原籍

福島県飯沼郡住吉町字吉吉ニ養地滞在

精神病者

藤 頼 三十八年

実及指置

今人ハ大正十一年三月皇后陛下御西下當時徳島市

星田候別邸 而駐泊し、砌り、今日午前午後六時
 頃、山崎校女生徒旗行列、一列々同邸内に入り、
 此雜踏に紛れ、風呂敷包ヲ携帶同門内ニ侵入せり、
 才以テ拳動不審、以テ取捕へ、是ニ該風呂敷包ニ
 ハ千柿一握々及蕎麥長重箱入二個ヲ包み、テ
 同物品ハ佐々木、名産ニ付陛下ニ献じ、以テ
 帶ニ事々名ニ事案別紙ナリ。

警務局長

自大正十三年一月
 至今 年九月

不敬投書貼付其他調

秘

警 保 局

月 日

十二月十三日
十三年一月六日

城 市

宮城縣仙台市停車場前街終電柱附近

及 行 為

同市東九番丁鉄道附近路上ニ見

行 為 者

仙台市東八番丁四番地

無 職

目 擊 通 夫

当十八年

履 行

今 不 起 訴

不 放 文 裏 面 如 下

「一寸五分方形厚紙」 革命革命

(1) 天皇存在に何の意義があるか。平等たれ自由たれ小真の平和の為に現状を破壊せよ其の若し平和は吾人の覚醒によりて生る

(2) 私達は若いだ。強いだ。進めー、正義の頂上へ。天皇の慢然たる存在を滅せ。葬れ。天皇の存在に何の意義があるかた

(3) あなたは現存の天皇制度の日本を何と思ふ革命で破壊してもっといい日本を造れ

(4) 労働者の幸福を得るためにウントあはれるんだ
日本を兎に角革命の標にゴダウにーろすればどうにかなるだらう

月 日 一月三日

村 山 北海道札幌停車場三番出口に貼付の上
及び 逃走セントミステル捕せらる

行為者 本籍東京市本町区北三番所三五戸主
飲工藤 須藤新太郎

当 四十九年

受 分 起訴猶予処分(一月廿一日)

不敬文 表面、如シ

行(幸)總黨員―攝政宮謀殺―札幌市民ニ告グ

一月二十二日

崎玉縣
水戸玉郡忍所大山座前
象龜板塙貼付

國立政治大學 三七一一

皇袋續業古市熊

庚戌年八月廿九日

第一審 地方裁判所 控訴 中

衆
百
一
千
三

日本民國期成ノ概文

天子ノ野郎ハ人民ニ何ノ利益ヲモ與ヘサルニ皇室費ト称シテ毎
年毎年日本全國民ヨリ四百五十萬金ト云フト法モオキ大金ヲ
奪ヒ取り贅澤ノ限ヲ尽シ居ルハ大強盜ニシテ且大害物ナ
リ大統領アレハ一二百萬金ヲ濟シ故ニ我カ日本ハ今ヨリ是れトモ
天子ヲ廢シ大統領更立ノ民國トササルヘカラス、ソコデソノ第一
着手トシテ誰デモ權ハシカラ早ク宮城ヲ初メ四十余箇処ノ宮
宮ヤ此トモ云フモノヲ燬キ拂フ可シ蜂ヲ亡ボスニハ蜂ノ巢ヲ
コロスガ早道ナリ

日本民國期成團

月 日 一月二十二日

坊 小

高知縣高知市内枳形電車停車場乃 高知縣
署掲示板其ノ他ハケ取ヘ貼付

行為者

五條 正 慶
當二十三年

系 分

高知地方 總役四年 確定

不 收 文

衆 面ノ如シ

紙片

山川均氏に

政務おとら—め

天白多お

島に放逐せよ

月 日 二月二十六日

城 小 本縣別府町別府公園内忠魂碑五垣を存せし

乃 以 為 碑前、皇太子殿下、良子女王殿下、閑院宮殿下、御手植樹

木ヲ切換セリ

行為者 原籍熊本縣菊池郡城北村當地不詳

當時大分縣達見郡別府町大字別府字相生町

二。八八番地無職

元海軍二等兵曹

勉々昇功七級

松 岡 又 茂

当五十年

不 收 文 一 寅 懲役三年 検事本人共ニ控訴長崎控訴院ニ

象 西ノ如シ

皇族ナドハバトナ打手ノ松

國民ヨ世ハ進ンダリ能クサトレ
皇族ナドハ無羽ノ長物國家ノ喰ヒツブシバクメツスベシ
皇族ナドモ新平民モ皆ナ極ク古シハ同等ノ人間ナリ
我々ノ喰フヤ食ハズヤデ細程シテ、彼レ皇族ヲ見
ヨ美衣美食バカク、シレデハナイカ同ホーヨハ
互ヒニ富ンデ共ニアレ米式ナレヨ

月

日

一月二十九日報告

時

由

月
再
三
投
書

宮内大臣、内大臣、皇族宮大夫及検事長等宛

行為者

原籍宮城縣志田郡古川町中里三十八番地
米穀為屋事人

藤本源三郎

明治二十九年

要

分

不起訴

不
收
投
書

表
面
ノ
如
シ

「おき」

皇后位ヲ去リテ看護婦タレ

余ハ我皇室ノ為メ皇后陛下ノ病院リ落ウ嘆フ者也
何トナレハソノ行動ハ有馬伯カ労働ニ従事シ九条武子
夫人カ貧民窟ヲ計画セルハ同類ニシテ余修アル者ノ偽
善的行為ニ過キサレハ也元来看者ハ國家及皇室
ノ為メニ傷病ニナリシ者ニ非ス何ゾ見舞ノ必要アラシヤ且
ツ病院ハ色魔ノ集宝ニシテ風紀紊亂ス要スルニ腐貴ノ
以身ノ出入スヘキ坊ハニラス彼等ハ物債上ノ弱者ナレハ陛
下モ亦精神上弱者也何トナレハ弱者ハ常ニ時弊ニ迎合
シ強者ノリ動ヲ模倣スル者ナレハ也而ラハ何ゾ彼等ノ
看者ヲ憐ム資格アラシヤ要スルニ皇后陛下ノ病院リ落

ハ偽善ト虚飾トノ化身ニシテ弱者ノ時勢ニ迎合スル者
也慈愛ノリ為ハリ落セズ凡出来ル者也余ハ我皇室
ノ為メ既皇后陛下ノ存立ヲ呪フ者也何トナレハソノ虚飾的
精神増長シテ我皇室ニ禍スル憂アレハ也皇后陛下ハ
院ニリ登スルコトヲ最ミ好ムハ寧ロ看護婦タレハ要
スルニ現代皇后陛下ハ皇后ノ位ニ遠ク當セス宜シク皇后ノ
位ヲ去リテ看護婦タルヲ

十一月十九日

敬具
天風

平田内大臣閣下

月 日 一月一日

場所 東京市渋谷区通事院下執事宛
及 牧野宮内大臣宛投書

行為者 北米合衆國シヤトル市 東洋倶楽部

主 人

不敬投書 東亞、ハシ
備考 本俱樂部ハ博徒無賴漢等ノ集合ニシテ同志同ノ商賈中傷ノ目的ニ出テタルモノナルヤノ疑アリ

封書

謹啓

殿下ノ由愛子良子女ニ由氣ノ毒ナレハ
日本國體ノ改良ヲナスニハ第一君主即
チ主權ヲ廢止セナケレバナラン依テ攝政東
宮殿下ヲ遠カラス我等連累者ノ手ニ
テ被害スル計畫ニ非向不惡由余ノ義
車軌上置サ 收具

大正十三年一月一日

北米合衆王シヤトル市
東洋傳信部

久通不致下

拝啓

攝政皇宮殿下ノ由終ニ降ニ供度為

閣下ノ宛名ニテ尤ノ珍物ヲ發送致候間
並事由計ヲ致ス

献上品 馬尿ノ瓶詰 壹千本

猫 吐百斤入 叁箱

犬 糞百斤入 五箱

聊カ祝意ヲ表スル迄ニ候

將來日本ヲ共和國ニスル決心

シヤトル市メナード町

東洋俱樂部員一同ヨリ

大正十二年十二月八日

牧野閣下

月

5

一月二十五日

埇

12

及

子

治

山梨縣北都留郡大鶴尋常小學校窪川秀
を宛（宛名人ナシ）通信セルモノ

を究（究名人ナシ）通信セルモノ

行為者

搜查中

不敬通信

裏
西
ノ
如
シ

「官製はがき」

東京で誰かがお祝儀をすんだそうだと
それでみんなが歌を歌ったりお茶をいり
する面白くてもねー。カカーをモローにあ
にかあんだい人を馬鹿にーえー「よめ」に
行く奴の顔が見てー。
恐ろしく寒い日がつづくね

遊びに来とくれ おや又

鳥居で

兄貴の弟から

月 日 一月二十六日

場所 お 山梨県甲府市魚町路上ニ遺棄シタルモノ

月 利 為

行為者 捜査中

不敬文 哀西ノヤシ

御大婚ハ後大痕ナリ
 潰滅ノ秋ヲ前ニ御
 盛典トハ苦笑千万

月 日 一月二十八日

場 所 廣島縣西邊桑田宛投書

及 行 為

行 為 者 嚴探中

不 敬 投 書 裏面ノ如シ

封書

宮内大臣ニ傳達を乞ふ

新婚ノ夢内かなる

裕仁に豫告す
良子に

天皇は神聖にして犯すべからず

我らは右の文言を永久に扶殺すべし

君たち猶ほその地位にあるならば近き口マ

ソ王氣の微を踏むべし

我等兄弟は一八四八年二月二十四日の共産党宣言に
よつて公々然此にこの事實の宣言をなす

共産党はその主義我政見を隠蔽するを陋とする

故に吾人は公々然此に宣言す。曰く吾人の目

的は一に現時一切の社会組織を顛覆するに

依つて此に達するを得べし。権力階級を以て共

産的革命の前に我慄せしめよ。労働者の失ふ

べきものは唯た鉄鎖のみ而してその得る處は

全吾界なり。

吾國の労働者團結せよ

廣島市水主町五

武井武夫

一月二十七日

種 類
月 日
場 所
行 為
不 敬
文

落 首

大正十三年二月二十八日

大坂府下南海電鉄浜寺駅構内

捜査中

諸君もう寢覺めてはどうかもう諸君の期待い
ゐる社会は再び来ないのだよ昔は万世一系と尊
は小ても現在の社会ではもう不適当
からあつても暴坊主のやうだからね。
政治を取るのも矢張り民だからねもう寢覺めて
民主主義を取る様に努力したらどうかね

種 類
月 日
場 所
行 為
不 教
文

投書 武蔵

大正十三年三月一日

香川縣知事宛、高松裁判所長宛
捜査中

大阪ノ農民大令ハ盛大デアッタ

天子モ摂政ノ宮モ出興モアルモカ是レノ奴等ヲ皆ワレ

等カヤリツケテシモテヤルゾ

共和政治ガヨイゾ

天子モヤリツケノ

農民組合過激派分

種類
凡日
均所
行為者
不敬文

投書

大正十三年三月廿四日

愛知縣下步兵第六聯隊ニテ開封
捜査中

天皇の切れ皇太子を倒せ人にも取りは無い金銀の
金を貧民にやれ速かに切れ場所の手にて切れ

天皇を切れ

馬鹿を切れ

倒せ

日本の國を

種 類	日	場 所	行 為 者	不 敬 文
-----	---	-----	-------	-------

無封不敬文ノポスト投入

大正十三年四月二十六日

東京市四谷郵便局管内

捜査中

(要領)

僕等が行つゝある時は行啓しない君見落さぬ様に頼むよ、といひ行啓する記事が出てゐたらずい僕等の所へ知らして来れ、くれなら其の時、事の計画を交へてやる。振政を射殺してやる、何ハ配は少しもいらぬ、親船へ乗った気で居給へ。用意は周到なものだ……中略……六連發のピストル二つとも、もの時の用意に、その間君に見せてやつたあの銀座の

菊秀が買った短刀とそれから爆弾を持つてゆく
云々

神 類
月 日
場 所
行為者

不敬文書、散布

大正十三年 四月十九日 間
五月十七日

神奈川市内外十五ヶ所

神戸市生田町四丁目廿八番地

奥田豊太郎

井上 三郎

当十八年

處 分
不敬文

小年審判所ニ繫属中

(抜抄) 怪物を葬るの宣

國家その小自体の元来一つの制であると同様に天皇も亦一つの行政機關であらねばならぬ國家が社會的の諸制に対して絶対的の諸權力を有する

と信ずること誤謬である如く天皇が社会的國民
と超越して總てに流る絶倫の能力の所有者と
あると信仰的認識を持つるも亦迷ひの詭りをすめ
れぬ

況んや天皇として現神と稱するに於ておや。原始社
会に於て征服者と被征服者との最初の裂け目が腐
りとも生れた事度を忘れてはならぬと共「戦争」と
「商業」と「海賊」は異なるべからざる性質を有するもの
であつたと云ふことも決して忘却してはならぬ云々

種 類
月 日
場 所
行 為
者
不 敬
又

と終焉

大正十三年五月五日

山形縣下関市最良寺神社境内便所
捜査中

全國ノ社会主義者蹶起セヨ而シテ皇室ヲ破レ

種類	凡日	場所	行為者	不敬文
----	----	----	-----	-----

紙幣ニ落書

大正十三年五月

千葉県山武郡横芝町七九三

井上牛松所有金中ヨリ

捜査中

天子ヲ滅シ以テ革命ヲ起サン

種類

落書

月日

大正十三年六月九日

行為者

被疑者トシテ廣島縣思想要請意人

小寺英雄ヲ取調中

場所

廣島縣下嚴原町公園内便所扉

不敬文

一 天皇何者ナルゾ彼モ人我モ人亦同一人間ナ

一 平民

一 天皇ハ國民ノ寄生虫デアル

天皇ハ九程問題ヲラス機關ナレバナリ 吾人ノ進

ヘキ且遂行スヘキハマルクスノ初志ニ

種 類 落 書

月 日 大正十三年六月廿六日

場 所 山口縣吉敷郡山口町下宇野令

全尋常高等小學校

行 為 者 搜 査 中

行 為 者 為

六月二十五日全校揭示場ニ「地久節」ト赤墨ニ
大書シ置キタルニ二十六日朝右「地久」ノ二字ヲ「子宮」
ト改竄シタルモノ

種 類

月 日

行 為 者

場 所

処 分

不 敬 文

落 着

大正十二年七月二十八日

東京府荏原郡平塚村字戸越四三

田 代 匡

当二十五年

東京市東橋区石川島造船所

東京地方裁判所検事局へ送致

皇族、貴族は國民を食ふ毒蟲、建設毒蟲、除
は如何にすれはよいか。〇〇〇を以て一新しく民衆
の

種 類	日 期	場 所	行 為 者	処 分
投 書	大正十五年八月廿八日 九月八日 間	宛所 柏島縣若松中學校生徒		
		長岡在御軍人會		
		群馬縣前橋在御軍人會		
		前橋青年團		
		中學校		
		東京市本所已三笠所七十二番地		
		栗林製作所鍛工		
		三 浦		
		尚二十二年		
		憲兵隊三連捕裁判所へ送致		

不敬文

(要領)

維新当時天皇皇族カ薩長土肥ノ煽動ニ伴
テ上野高崎北越長岡、金澤若松等旧藩領
ノ士ヲル吾々祖父母ヲ虐殺シタル恨ヲ晴スヘシ
天皇、攝政、皇族ヲ虐殺スヘシノ意

種 類
月 日
場 所
行 為
者
不 敬 文

投書葉書二通

大正十三年八月二十七日

大阪市役所宛

捜査中

(抄)

「原文片假名」

一、攝政殿下ヲ暗殺スルヲ東京ニ行フ

二、只ハ死ナシテ偉イ奴等ヲ殺シテカラズ、又ノグ偉イ奴等ハ
注意セヨ

神類	月日	場所	行為者	不敬文
----	----	----	-----	-----

落書

大正十三年

七月十五日
九月六日
間

兵庫縣氷上郡春日部村小多利山富士神社外

五ヶ所、神祠

容疑者トシテ住所不定松本安五郎一当三十年

引致ニ取調中

死刑宣告

吉田

帝制廢止

徵兵廢止

租稅廢止

階級打破

大正十五年十一月二十九日

警保局

赤坂假御所前直訴未遂事件要領

一犯人ハ

本籍 熊本縣天草郡龜浦村六五八彦弟
現住所 大阪市東成区猪飼野町七三一

平山正臣

当四十八年

ニシテ妻子ナク 實弟ヲ養子トシ 其ノ妻及子トノ
四人暮シナリ

二經歷大要

三十二歳ノ時皇典講究所ヲ卒業シ後島根縣令

市町女學校ニ於テ國漢ノ囑託講師タリシトアリ
其後松江市ニ出テ同地ノ皇典研究所及神職養
成所ノ講師ヲ爲シ後山口縣下関市ニ移リ數
年間實業關係ノ新聞記者ヲ爲シタルコトアリ
現在ハ大阪ニテ著述ヲ業トセル趣ナリ

三直訴事件要領

本人ハ本月中旬一回直訴ノ決意ヲ以テ上京シタルカ
陛下御不例ノ事ヲ聞キテ差控ヘ歸阪シタリト謂フ
今回ハ昨日上京上野附近ニ泊シ今朝赤坂
假御所前濠端ニテ奉送シ居ル群集中ニ在
リテ御召車カ正門ヲ出テ濠端ニ向ヒ進行シ來
レル際濠端道路ノ群集中ヨリ芝生ノ一端ヲ横

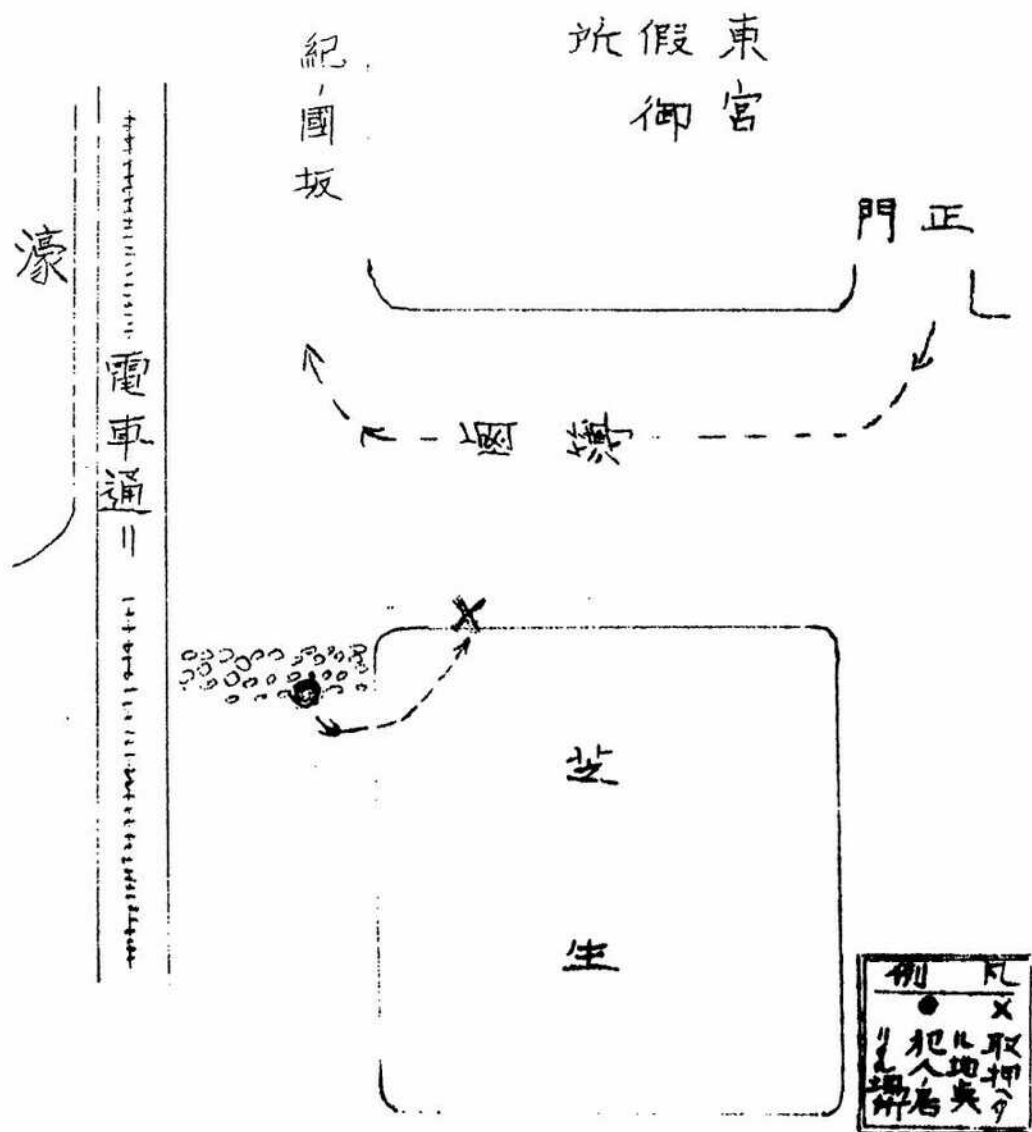
リテ鹵簿ニ向ヒ飛ヒ出サントセルヲ制服巡查カ
後ヨリ組ミ付キ取押ヘタリ其ノ位置ハ巡查ノ
整列警戒セル線ノ後方ナリト謂フ

四所持品其ノ他

本人ハ上ハ黒紋附ナルカ下ハ白装束ニテ奉書
紙ニ枚ニ主トシテ朴烈問題ニ関シ慷慨セル旨
ヲ記載シ(本名ヲ書カヌ石城ナル名ヲ用ヒ居ル由
外ニ辭世ノ書及短刀一口ヲ所持シ直訴ノ目
的ヲ達シタル後ハ自刃スル覚悟ナリト語り居レル由
其地

一見シタル處ニハ精神病者トハ思ハレザルモ氣
管支ヲ患ヘル由ニテ憔悴シ居レリ

現·端·畧·圖



上書建白ノ要視察人名簿ニハ諛當者ナシ
御召車ハ停止スルカ如キコトナク稍右ニ寄リテ
何等事ナク進行セリ